

2024年10月1日

CBSフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役 山田 美穂 様

特定消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向

【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL：06-6920-2911 FAX:06-6945-0730
E-mail: info@kc-s.or.jp
ウェブサイト：<https://www.kc-s.or.jp>

ご連絡

貴社よりお送りいただいた令和6年7月24日付「連絡書」について、以下の通り回答します。

お伝えしておりますように、当団体は、特定適格消費者団体として、被害回復関係業務を行っており、被害回復裁判手続に関する業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第71条第1項第2号）、及び同業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供に係る業務（同法同条項第3号）を行っております。これらの業務の一環として、貴社に対して、先般の「お問合せ」文書（2024年7月2日付）をお送りしております。また、貴社から回答があった場合についてその内容を消費者のために公開することも予定しています。

貴社よりお送りいただいた「連絡書」に、上記「お問合せ」文書に記載した質問事項について、「開示すべき法的義務がある場合には、それぞれの質問事項に関し、その法的根拠（括弧内略）を具体的に引用」して照会するようにとの記載がありましたが、これについては、当団体は、被害回復裁判の訴え提起前の照会手続としてこれを行っており、前記「お問合せ」文書に記載した質問内容はいずれも貴社に対

する「訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要」な事項についてお尋ねするものです。この手続は民事訴訟法第132条の2第1項に基づくものであり、原則として照会を受けた相手方には法律上の回答義務があると解されています。したがって、10月16日までに質問にご回答くださいますよう改めて申し入れます。

なお、この手続については、法律上の例外事由（「営業秘密に関する事項」等）が規定されていますが、当団体としては、先のお問合せ」文書に記載した質問に対する回答内容がこれらの例外事由のいずれにも該当しないと考えております。

回答は以上のお通りです。貴社の見解との間には相違もありうると思われませんが、もし貴社から、前記の例外事由に該当することなどを含め、ご回答をいただけない場合や、又は、ご回答いただいたとしてもその内容が不十分であると思料される場合には、誠に不本意ではありますが、当団体の被害回復業務として、提訴をせざるをえない場合があることを、念のため付言致します。

以上